

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業

入札説明書

平成 17 年 4 月

山 梨 県

目 次

I.	入札説明書の定義	1
II.	事業の概要等	2
1.	事業の概要	2
2.	その他	6
III.	応募に関する条件等	7
1.	応募者の備えるべき参加資格要件	7
2.	留意事項	9
IV.	応募手続等	11
1.	選定のスケジュール	11
2.	応募手続	11
3.	入札にあたっての留意事項	14
V.	審査及び選定に関する事項	16
1.	民間事業者の選定の方式	16
2.	審査委員会	16
3.	審査及び選定	16
4.	事業者を選定しない場合	16
5.	審査委員会事務局	16
VI.	事業契約に関する事項について	18
1.	契約の手続きに関する事項	18
2.	選定事業者の権利義務に関する制限	18
3.	県と選定事業者の責任分担	19
4.	保証金	19
5.	保険	20
6.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
VII.	事業実施に関する事項	21
1.	業務の遂行	21
2.	事業期間中の選定事業者と県との関わり	21
3.	県による事業実施状況の確認	21
VIII.	その他	23
IX.	提出書類・作成要領	24
1.	提出書類	24
2.	作成要領	27

別紙 1 . 入札説明書等に関する質問書

添付資料 1 . リスク分担表

添付資料 2 . サービス対価の支払いについて

添付資料 3 . モニタリングおよびサービス対価の減額について

別添資料 1 . 施設要求水準書

別添資料 2 . 業務要求水準書

別添資料 3 . 落札者決定基準

別添資料 4 . 事業契約書（案）

別添資料 5 . 基本協定書（案）

別添資料 6 . 様式集

1. 入札説明書の定義

この入札説明書は（以下「本件入札説明書」という。）は、山梨県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に配付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 16 年 12 月に公表した実施方針等（添付資料、別添資料を含む）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に対する質問回答書（平成 17 年 2 月公表）及び意見招請を反映し、若干、変更した点があるので、応募者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。

また、別添資料の「施設要求水準書」「業務要求水準書」「落札者決定基準」「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業に関する契約書（案）」（以下「契約書（案）」という。）「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業に関する基本協定書（案）」（以下「協定書（案）」という。）「様式集」は、本件入札説明書と一体のものとする。なお、本件入札説明書と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書に相違がある場合は、本件入札説明書の規定が優先するものとする。本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書によることとする。

II. 事業の概要等

1. 事業の概要

(1) 事業名称

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類等

病院駐車場施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

山梨県知事 山本栄彦

(4) 事業目的

山梨県立中央病院（以下「中央病院」という。）では、来院者用駐車場として病院の北側に平面駐車場を保有している。しかし、現在の平面駐車場は、駐車台数が少なく来院者の需要に十分対応できておらず、恒常的に駐車場入庫待ちの自動車が周辺市道に溢れるなど、周辺の交通環境や市民生活にも支障をきたしている。

また、この駐車場の一部は、都市計画道路「愛宕町下条線」の道路敷地となっているため、駐車台数が大幅に削減される。

このため、新病院の整備に合わせて、新たな駐車場の確保が必要となり、病院西側の敷地に主に来院者等が利用する立体駐車場を建設することにより、利用者の利便性の向上を図ると共に、併せて、病院北側等の平面を主に職員用の駐車場として改修し、維持管理運営については、これらを含めた新病院の駐車場全体を対象に行う。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が当該施設を設計、建設し、施設完成後に公共施設の管理者等である県に所有権を移転し、その後、維持管理及び運営を行うBTO方式（Build, Transfer, Operate）により実施する。

対象となる事業の範囲は次のとおりであり、具体的な業務の範囲及び内容については、「別添資料1.施設要求水準書」、及び「別添資料2.業務要求水準書」に示す。

(6) 事業の範囲

1) 施設の設計及び建設業務

- ・ 施設及びこれに附帯する工作物に係る設計・建設
- ・ 工事監理

- ・ 近隣対応・対策
 - ・ 電波障害調査・対策
 - ・ 各種申請業務
- 2) 病院南側道水路付け替え整備業務
- ・ 道路の付け替え業務
 - ・ 水路の付け替え業務
- 3) 施設の維持管理業務
- ・ 建物保守管理業務
 - ・ 設備保守管理業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 植栽・外構維持管理業務
 - ・ 廃棄物処理業務
 - ・ 除雪業務
- 4) 施設の運営業務
- ・ 自動車等整理業務
 - ・ 駐車料金徴収業務
 - ・ 安全管理業務
- 5) 病院敷地内の外構にかかる維持管理業務
- ・ 清掃業務
 - ・ 植栽管理業務
- 6) その他の業務
- ・ 県への施設引渡し(完成後)

(7) 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から、平成 33 年 6 月末日までの期間とする。

(8) 事業スケジュール(予定)

1) 立体駐車場

設計・建設期間	平成 17 年 10 月～平成 18 年 7 月
供用開始	平成 18 年 7 月
維持管理運営期間	平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

2) 北側駐車場

設計・建設期間 平成 18 年 6 月～平成 19 年 3 月
 供用開始 平成 18 年 9 月(仮工事・供用) 平成 19 年 4 月(本供用)
 維持管理運営期間 平成 18 年 9 月～平成 33 年 6 月

3) 南側駐車場および病院南側道水路付け替え整備業務

設計・建設期間 平成 18 年 4 月～平成 18 年 12 月
 供用開始 平成 19 年 1 月
 維持管理運営期間(南側駐車場のみ) 平成 19 年 1 月～平成 33 年 6 月

4) 病院前駐車場

設計・建設期間 平成 18 年 5 月～平成 18 年 6 月
 供用開始 平成 18 年 7 月
 維持管理運営期間 平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

5) 地下駐車場

維持管理運営期間 平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

6) 病院敷地内の外構

維持管理期間 平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

(9) 公共施設等の立地及び規模

1) 立地に関する事項

項目	概要	
事業計画地	山梨県甲府市富士見一丁目 1-1 外	
全体敷地面積	39,907 m ² (うち本棟敷地 29,300 m ²)	
事業実施面積	立体駐車場予定地	8,000 m ² (本棟敷地内)
	北側駐車場予定地	6,917 m ²
	南側駐車場予定地	1,200 m ²
	病院前駐車場予定地	324 m ²
	地下駐車場	2,519 m ² (本棟敷地内)
本棟敷地全面道路	北側	市道 / 現況幅員 15m
	東側	市道 / 現況幅員 10m
	西側	市道 / 現況幅員 8m
	南側	公衆用道路 / 現況幅員 6m
用途地域	第一種中高層住居専用地域(本棟敷地)	
高度地区	無指定(本棟敷地)	

防火・準防火	無指定（本棟敷地）
その他地域地区	無指定（本棟敷地）
日影規制	（二）4時間、2.5時間。測定面高さ4.0m
建ぺい率	70%（建ぺい率角地緩和）
容積率	200%

2) 施設に関する事項

項目	概要
駐車場の形式	西側駐車場： 自走式立体駐車場 北側駐車場： 平面駐車場 南側駐車場： 平面駐車場 病院前駐車場： 平面駐車場
駐車台数	立体駐車場：630台程度（うち車椅子利用者用15台以上） （屋外平面駐車を含む） 北側駐車場：265台程度（うち車椅子利用者用3台以上） 南側駐車場：30台程度 病院前駐車場：12台程度 地下駐車場63台を含め合計1,000台 駐輪場：250台程度（立体駐車場に一部併設）
規模・構造	立体駐車場：2層3段（1棟） 床面積11,000㎡以下 その他：地上平面式
駐車対象車両	小型乗用車を基本とするが、軽自動車の区画を設ける場合は15%以内とする。 なお、立体駐車場の2階以上の階は、車両総重量2t以下の車両とする。
駐車ますの規格	2.5m×5.0m以上（但し、車椅子利用者用及び軽自動車用は除く）
附帯施設	立体駐車場：管理室、エレベーター（かごの大きさ1.4m×1.35m以上） その他：自動販売機を設置することができる。

小型乗用車等の定義は、社団法人日本道路協会「駐車場設計・施工指針 同解説」による。

(10) 事業に必要とされる根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 駐車場法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法

- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 地方自治法
- ・ その他関連法令、条例、関係指針等

2. その他

(1) 運営形態

1) 利用時間

24 時間

2) 利用期間

通年

3) 料金形態

本施設を利用する自動車のうち、次の利用者を有料対象とする。

- ・ 外来患者及びその付き添いの者、入院患者及びその付き添いの者、本院へ物品の納入のために来院した者、を除くその他の利用者

なお駐車料金については、別途県が定める。

(2) 選定事業者の収入及び費用に関する事項

1) 県が支払うサービス対価

県が支払うサービス対価は「施設整備費相当額」と「維持管理・運営費相当額」から構成される。なお、サービス対価の支払いについては、添付資料 2 を参照すること。

- ・ 県は、「施設整備費相当額」を、維持管理運営期間中に、分割して均等に支払う。
- ・ 県は、「維持管理・運営費相当額」として、維持管理運営期間中に、事業契約書に定める額を支払う。

2) 選定事業者独自の収入

県が支払うサービス対価以外に、選定事業者が自動販売機を設置した場合に得られる収入は、直接選定事業者の収入とする。なお、本事業に係る敷地は県の行政財産であり、「山梨県行政財産使用料条例」に則り、使用料を県に支払うこととする。

III. 応募に関する条件等

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

1) 応募者について

応募者とは、単独企業あるいは複数の企業からなるグループとする。

単独企業で応募する場合は、その企業が構成員となる。

グループで応募する場合は、構成員および協力企業を定め、グループは構成員および協力企業からなるものとする。ただし構成員のみでもよい。

グループで応募する場合は、代表者を定める。

2) 構成員と協力企業について

構成員とは、応募者を構成する企業のうち特別目的会社（以下、SPC という。）に出資する者をいう。構成員は、落札後直ちにSPCを設立するものである。

協力企業とは、応募者の構成員以外の者で、SPCが直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。協力企業についても、参加表明書に参加企業として明記すること。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。

応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者のうち構成員は、各業務における平成16年度山梨県（建設工事等・物品等）入札参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。応募者の構成員及び協力企業のうち設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当る者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の項目の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たるもの1者（1名または1社）が当該要件を満たすこと。

1) 設計にあたる者は次の要件を満たすこと

平成16年度山梨県（建築士事務所等）入札参加有資格者名簿に登録されている者。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

本事業と同種類似業務の建物の設計実績があること。

2) 建設にあたる者は次の要件を満たすこと

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者。

平成16年度山梨県建設工事入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ建設業法27条の23第1項に定める建築工事に係わる経営事項審査を受け総合評定値（同法27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が880点以上であること。
本事業と同種類似業務の建物の建設実績があること。

3) 維持管理及び運営にあたる者は次の要件を満たすこと

平成16年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている建築等保守管理業務に係る者。
本事業と同種類似業務の建物の運営及び維持管理業務実績があること。

(3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 県の「建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中である者。参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、山梨県より指名保留又は指名停止措置を受けている者。ただし、協力企業の場合は、県との協議とする。
- 3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立その他類似の倒産手続きの開始をしている者。
- 4) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。
- 5) 本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。県が本事業についてアドバイザー業務を委託した財団法人日本経済研究所、及び財団法人日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある次の事業者。
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所（法務アドバイザー）
 - ・ 株式会社杉原設計事務所（技術アドバイザー）
 - ・ 立体駐車場整備株式会社（技術アドバイザー）
 - ・ 株式会社病院システム（技術アドバイザー）
- 6) 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

2. 留意事項

(1) 入札説明書の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、入札説明書等（本件入札説明書の他に「施設要求水準書」「業務要求水準書」「落札者決定基準」「事業契約書（案）」「基本協定書（案）」「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認める時には、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。なお、本提案書は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(9) サービス対価の総額の事前公表

県は、本事業の債務負担行為額としてサービス対価の総額を次のとおり設定している。

サービス対価の総額 1,806 百万円 (消費税、地方消費を含む)

これは、入札予定価格の目安となる価格である。なお、算定根拠は公表しない。

IV. 応募手続等

1. 選定のスケジュール

次の日程で落札者の選定を行う。

日 程	項 目
平成 17 年 4 月 4 日 (月)	入札公告
平成 17 年 4 月 4 日 (月) ~ 4 月 13 日 (水)	入札説明書等に関する質問受付
平成 17 年 4 月 28 日 (木)	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 17 年 5 月 9 日 (月) ~ 5 月 16 日 (月)	参加表明書、参加資格確認申請書の受付
平成 17 年 5 月 27 日 (金)	参加資格確認通知書の発送
平成 17 年 5 月 30 日 (月) ~ 6 月 3 日 (金)	参加資格なしとされた場合の理由の説明受付
平成 17 年 6 月 24 日 (金)	提案書等の提出
平成 17 年 6 月 24 日 (金)	入札及び開札
平成 17 年 8 月上旬 (予定)	落札者の選定
平成 17 年 8 月下旬 (予定)	基本協定の締結
平成 17 年 9 月下旬 (予定)	選定事業者の公表
平成 17 年 9 月下旬 (予定)	事業契約

2. 応募手続

応募に関する手続等は以下のとおりである。なお平日とは月～金曜日で、土、日曜日及び祝祭日は含まない。

(1) 応募手続

1) 入札公告 (*) * : 「1. 選定のスケジュール」表中番号。以下*は同様

入札説明書等の閲覧

ア 閲覧日時 平成 17 年 4 月 4 日 (月) ~ 4 月 13 日 (水)

平日の 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時

イ 閲覧場所 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当

なお、入札説明書等はインターネットでも閲覧できる。

山梨県立中央病院ホームページ (本事業担当ホームページアドレス)

<http://www.ych.pref.yamanashi.jp>

山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp>

説明会

説明会を下記のとおり実施する。

- ア 日時 平成 17 年 4 月 4 月 7 日（木） 午後 2 時
- イ 場所 山梨県立中央病院 2 階研修室
- ウ 連絡先 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当 電話 055-253-7111

2) 入札説明書等に関する質問受付（ * ） 及び質問回答の公表（ * ）

入札説明書等に関する質問受付

- ア 締切日時 平成 17 年 4 月 13 日（水） 午後 5 時
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（別紙 1）に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーディスクの郵送（印刷物も添付）にて提出すること。（ファイル形式は Microsoft Excel のこと）
- ウ 提出場所 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当
（電子メールの場合）アドレス：chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

入札説明書等に関する質問回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

（担当ホ - ムペ - ジ） <http://www.ych.pref.yamanashi.jp>

- ア 公表日 平成 17 年 4 月 28 日（木）

3) 参加表明書、参加資格確認申請書の受付（ * ）

応募者は次の要領により入札参加資格についてあらかじめ県に申請し、確認を受けることを要する。

- ア 受付期間 平成 17 年 5 月 9 日（月）～5 月 16 日（月）
平日の 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- イ 提出方法 書類は持参すること。郵便及び FAX による提出は認めない。
- ウ 提出場所 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当

4) 参加資格確認通知書の発送 (*)

参加資格の確認通知は、参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 17 年 5 月 27 日 (金) までに発送する (グループの場合は、グループの代表者に発送) 。

5) 参加資格なしとされた場合の理由の説明受付 (*)

参加する資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

- ア 提出日時 平成 17 年 5 月 30 日 (月) ~ 6 月 3 日 (金)
平日の 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時
- イ 提出方法 説明要求の書面 (様式自由) を持参すること。郵便、FAX、電子メールは不可とする。
- ウ 提出場所 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当
- エ 回答 平成 17 年 6 月 17 日 (金) までに行う

6) 提案書等の提出 (*)

参加資格確認通知書を送付された応募者は、次により提案書等を提出する。なお、提案書等の作成については、「 . 提出書類・作成要領」に従う。

提案書等を持参する場合

- ア 提出日時 平成 17 年 6 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分まで
- イ 提出場所 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当

提案書等を郵送する場合

- ア 受領期限 平成 17 年 6 月 23 日 (木) 午後 3 時必着
- イ 提出方法 表に「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業にかかる提案書等在中」と朱書して郵送 (配達証明付) すること。
- ウ 提出先 山梨県立中央病院 総務課施設整備担当

入札及び開札 (*)

- ア 入札日時 平成 17 年 6 月 24 日 (金) 午後 2 時
- イ 入札場所 山梨県立中央病院 2 階会議室

7) 落札者の選定 (*)

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに県及び中央病院ホームページにて公表する。

3. 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意

入札書(様式1-9)は封筒(様式集参考1 入札書用封筒見本参照)に入れ密封し、入札場所に持参すること。

入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。

入札時には身分を証明できるものを持参すること。グループで参加する場合は代表者のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状(代理人)(様式1-8)を併せて持参すること。

入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、結果を応募者に通知する。(グループの場合は、グループの代表者に通知する。)

参加資格の確認を受けた応募者が入札を辞退する場合は、「辞退届(様式1-4)」を提案書等の提出先宛てに送付する。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

入札参加資格の確認基準日(平成17年5月16日)以降入札日までに不渡手形または不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った入札。

参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札。

参加資格のないもの、又は参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札。

委任状が提出されていない代理人の入札。

応募者又はその代理人が二通以上の入札を提出した入札。

2人以上の者が同一の者の代理をした入札。

入札者が他の入札者の代理をした入札。

入札者が連合した入札。

記名押印を欠いた入札。

入札金額を訂正した入札。

入札金額又は特定事業名(物件工事名)を欠いた、又は確認しがたい入札。

誤字または脱字により意思表示が不明確な入札。

電送及び電話による入札。

その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札。

V. 審査及び選定に関する事項

1. 民間事業者の選定の方式

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札にて行う。

2. 審査委員会

落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者、県職員等で構成される審査会を設置する。なお、審査委員は以下のとおり。

[常任委員]	[専門委員]
山内弘隆（一橋大学商学部長） 渡辺和廣（柳町法律事務所弁護士） 堀内順一（山梨県企画部長） 芦澤 薫（山梨県総務部長）	古川文彦（（社）日本駐車場工学研究会技術本部第二部長） 星 和彦（山梨大学医学部附属病院長） 杉原初男（山梨県福祉保健部長）

3. 審査及び選定

審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。主な審査項目は次の通りであるが、具体的な内容は「落札者決定基準」による。

1) 第一次審査

- ・ 資格等要件等の具備
- ・ 本事業と同種業務の設計、建設、維持管理及び運営に関する経験等

2) 第二次審査

- ・ 本事業への基本的な考え方
- ・ 施設の設計・建設に関する事項
- ・ 施設の運営・維持管理に関する事項
- ・ 事業計画（資金調達及び収支計画を含む。）に関する事項

4. 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとは判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

5. 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、山梨県企画部新行政システム課とする。

連絡先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

電話：055-223-1777

FAX：055-223-1776

VI. 事業契約に関する事項について

1. 契約の手続きに関する事項

(1) 契約手続

- 1) 落札者と県は、事業に関する基本協定を締結する。
- 2) 落札者は特別目的会社（SPC）を設立する。
- 3) SPCと県は事業契約に関する協議を行い、事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、当該SPCを選定事業者と決定する。
- 4) 落札者が事業契約を締結しない場合、県は審査の得点の高い応募者から順に契約交渉を行う。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、事業契約の締結前までに、商法（明治32年3月9日法律第48号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的とする特別目的会社（SPC）を設立するものとする。なお、SPCは本事業以外の事業を兼業することはできない。

なお、応募者の構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。また、応募者中、その代表企業の出資比率は構成員中最大とする。

2. 選定事業者の権利義務に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位

県の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

(2) SPCの株式の譲渡・担保提供等

SPCの出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者は県の承諾なしに債権を譲渡することはできない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者は県に対して有する債権に対し、県の承諾なしに質権を設定すること及びこ

れを担保提供することはできない。

3．県と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、(選定事業者が担う業務の範囲において)原則として選定事業者が負うものとする。但し、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、添付資料1「リスク分担表」及び別添資料4「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

4．保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約の履行を確保するため、次のいずれかの保証を行うこと。

1) 契約保証金を納付する場合

契約保証金の納付

2) 契約保証金の納付に代える場合

担保となる有価証券等の提供

銀行の保証、又は県が認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社という。)の保証

3) 契約保証金を免除する場合

公共工事履行保証証券による保証

履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費相当額の10分の1以上とする。

5. 保険

選定事業者（選定事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

（1）建設期間

S P Cが行なう建設業務に関して、次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工から引渡予定日とする。

- 1）建設工事保険
- 2）第三者賠償責任保険

（2）維持管理、運営期間

- 1）施設賠償責任保険
- 2）自動車管理者賠償責任保険

6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（1）法制上及び税制上の措置に関する事項

- ・特になし。

（2）財政上及び金融上の支援に関する事項

- ・特になし。

* 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業者の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、入札提案を行うこと。

なお、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うとともに、無利子融資制度は平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

（3）その他の支援に関する事項

- ・事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。
- ・法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協議を行う。

VII. 事業実施に関する事項

1. 業務の遂行

- 1) 「 . 1 . (8) 事業スケジュール (予定) 」 に示す設計・建設期間の終了日までに、施設を県に引き渡すこと。
- 2) 本件入札説明書に示す業務を遂行すること。

2. 事業期間中の選定事業者と県との関わり

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、県は本件入札説明書に示された方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 原則として県は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- 3) 事業の継続性を可能な限り確保する目的で、県は、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議することがある。
- 4) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と選定事業者は誠意を持って協議する。

3. 県による事業実施状況の確認

県は、選定事業者が定められた業務を確実に実施しているか確認し、業務要求水準が保たれているか監視する。

(1) 本事業の実施状況の確認

1) 基本設計時

選定事業者は要求水準書をもとに、県と十分な協議の上、基本設計書を作成する。県はこの基本設計書を確認する。

2) 実施設計時

選定事業者は基本設計書をもとに、県と十分な協議の上、実施設計書及び工事見積書を作成する。県はこの実施設計書及び工事見積書を確認する。

3) 建築確認申請時

選定事業者は、工事着手前に建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行う。県は、確認済み書の交付を受けたことを確認する。

4) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。県は、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、県は必要に応じ、選定事業者に工事施工の事前説明及び事後報告を要請し、工事現場での施工状況を確認す

る。

5) 工事完成時

選定事業者は、業務完了届を提出する。県は、現場で履行検査を行う。

選定事業者は、建築基準法に基づく完了検査の書類作成を行い、完了検査を受ける。県は、検査済み書の交付を受けたことを確認する。

6) 施設供用開始後

県は、施設供用開始後、定期的に維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

(2) 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置

モニタリングの結果、選定事業者の業務水準が「要求水準書」に定められた水準を満たしていない場合は、県は是正勧告、サービス対価の減額等を行う。

(3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を自己の費用で作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、県に提出する。また、県は、当該財務書類を公開できるものとする。

(4) モニタリングの費用の負担

上記モニタリングに要する費用は、選定事業者の負担とする。ただし、県が独自に行う場合は県の負担とする。

VIII. その他

1) 落札後、事業契約締結までの間に、落札者（グループで入札する場合は構成員全者）において、地方自治法施行令第 167 条の 4 もしくは第 167 条の 11 の規定に基づく、入札参加資格の制限、または山梨県請負工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止処分をうけた場合には、事業契約を締結しないこととする。

2) 本件入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

3) 連絡先

山梨県立中央病院 総務課施設整備担当

山梨県甲府市富士見 1-1-1

電話 055-253-7111

ファックス 055-253-8011

メールアドレス chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ <http://www.ych.pref.yamanashi.jp>

IX. 提出書類・作成要領

1. 提出書類

(1) 参加資格確認申請時の提出書類

次の ~ について、< >内に掲げる部数を一括して提出すること。

参加表明書<1部>(様式1-1)

参加資格確認申請書 <1部>(様式1-2)

参加資格確認申請書 添付書類<各1部>(様式1-2参照)

業務実績 <1部>(様式1-3)

(2) 入札辞退時の提出書類

参加資格の確認を受けた応募者が入札を辞退する場合は、 を提出すること。

辞退届(様式1-4)

(3) 入札時の提出書類

提出書類は次の ~ である。書類を提出するときには、 ~ に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、< >内に掲げる部数を提出すること。

提案書の提出について <1部>(様式1-5)

提出書類一覧<1部>(様式1-6)

委任状(代表者)<1部>(様式1-7)*グループで参加する場合のみ

委任状(代理人)<1部>(様式1-8)*代理人が入札する場合のみ

入札書 <1部>(様式1-9)

設計・建設業務提案書 <20部>(様式2-0~2-9)

- ・施工計画
- ・施設計画
- ・安全性
- ・機能性・快適性
- ・デザイン性
- ・環境保全性
- ・構造・面積表
- ・仕上表
- ・工程計画書

維持管理業務提案書<20部>(様式3-0~3-6)

- ・業務実施体制1
- ・業務実施体制2
- ・業務実施体制3
- ・施設保守管理業務
- ・植栽・清掃・除雪業務
- ・長期修繕計画

運營業務提案書<20部>(様式4-0~4-4)

- ・駐車整理
- ・料金徴収
- ・安全管理
- ・その他のサービス提供

事業計画提案書<20部>(様式5-0~5-11)

- ・資金計画1
- ・資金計画2
- ・資金計画3
- ・事業収支計画1
- ・事業収支計画2
- ・長期収支計画表
- ・キャッシュフロー計算書
- ・リスク管理
- ・償還表(サービス対価の支払い)
- ・県が支払うサービス対価総額及びサービス対価算出の根拠1
- ・県が支払うサービス対価総額及びサービス対価算出の根拠2

見積書に関する提案書<20部>(様式6-0~6-16)

- ・施設整備費 見積書
- ・維持管理業務費 見積書1
- ・維持管理業務費 見積書2
- ・維持管理業務費 見積書3
- ・維持管理業務費 見積書4
- ・維持管理業務費 見積書5
- ・維持管理業務費 見積書6

- ・維持管理業務費 見積書 7
- ・維持管理業務費 見積書 8
- ・維持管理業務費 見積書 9
- ・運営費 見積書 1
- ・運営費 見積書 2
- ・運営費 見積書 3
- ・運営費 見積書 4

提案全般に関する提案書 < 20 部 > (様式 7-0 ~ 7-3)

- ・事業の考え方
- ・事業実施体制の構築能力 1
- ・事業実施体制の構築能力 2

設計図書 < 20 部 >

(建築)

- ・配置図
- ・各階平面図
- ・動線計画図
- ・立面図
- ・断面図
- ・断面詳細図
- ・外構・緑地計画図
- ・日影図
- ・外観透視図 (A 2 版のスチレンボードに貼り付けたものを別途 1 部提出)

鳥瞰図

本院正面玄関方向から目線レベル

本施設入口から目線レベル

- ・内観透視図 (A 2 版のスチレンボードに貼り付けたものを別途 1 部提出)

(電気設備)

- ・幹線・弱電系統図
- ・主要機器リスト及び配置図

(機械設備)

- ・主要機器及び配置図
- ・主要系統図

2. 作成要領

1) 一般的事項

入札時の提出書類は、各様式の要領にしたがい記載すること。その他、下記の規定に従うこと。

各書類の所定の欄に、県より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

住所、会社名、氏名等の表示は付さない。(規定のある場合を除く)

フロッピーディスク提出を求めている様式に関しては、極力、使用ソフトを Microsoft Excel とする。

2) 入札書

入札書(様式 1-9)は封筒に入れ密封し、1部を提出する。なお、次の点に留意する。

入札価格は、2(9)サービス対価の総額の事前公表(資金調達費用を含む)を踏まえた、サービス対価の総額(事業期間の総額)を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額と当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、応募者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

入札価格は、物価変動を除いた額とする。

施設整備費相当額の積算の前提となる金利水準は、平成17年3月10日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTSR6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート1.559%に、提案したスプレッドを加えたものとし、事業期間に亘り一定と仮定する。

入札価格は、提出書類の事業計画提案書の値と整合が図られているものとする。

3) 設計・建設業務提案書

様式2-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。

4) 維持管理業務提案書

様式3-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。

5) 運営業務提案書

様式4-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。

6) 事業計画提案書

様式 5 - 0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクを 1 セット提出する。

長期収支計画表 (様式 5-6)

キャッシュフロー計算書 (様式 5-7)

償還表 (サービス対価の支払い) (様式 5-9)

7) 見積書に関する提案書

様式 6 - 0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、全てのものについて、3.5 インチフロッピーディスクも 1 セット提出する。

施設整備費 見積書 (様式 6-1)

維持管理業務費 見積書 1 (様式 6-2)

維持管理業務費 見積書 2 (様式 6-3 ~ 6-4)

維持管理業務費 見積書 3 (様式 6-5 ~ 6-6)

維持管理業務費 見積書 4 (様式 6-7)

維持管理業務費 見積書 5 (様式 6-8)

維持管理業務費 見積書 6 (様式 6-9)

維持管理業務費 見積書 7 (様式 6-10)

維持管理業務費 見積書 8 (様式 6-11)

維持管理業務費 見積書 9 (様式 6-12)

運営費 見積書 1 (様式 6-13)

運営費 見積書 2 (様式 6-14)

運営費 見積書 3 (様式 6-15)

運営費 見積書 4 (様式 6-16)

8) 提案全般に関する提案書

様式 7 - 0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。

9) 設計図書

~ は提案設計図書表紙を付け、普通紙 A2 版横長左綴じクリップ止め (取り外しが可能なもの) にて提出する。

なお、別途、 はそれぞれ A2 版のスチレンボード (厚さ 7 mm 程度) に貼り付けたものを各一部提出する。

図面は、JIS の建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

~ の全ての紙面の右下に「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業応募案」、図面名称、提案受付番号を記載する。会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

(建築)

配置図 縮尺 1 / 500

- ・ 屋根伏図とし、外構（駐車場、駐輪場、植栽等）及び周辺街区を図示する。

各階平面図 縮尺 1 / 400

動線計画図（縮尺適宜）

- ・ 動線計画（車、歩行者、管理人）の流れを視覚的表現する。

立面図 縮尺 1 / 400

- ・ 4 面以上とする。

断面図 縮尺 1 / 400

- ・ 断面位置は任意とし、2 面以上とする。

断面詳細図 縮尺 1 / 100

- ・ 外部仕上材料を明示すること。

外構・緑地計画図 縮尺 1 / 500

- ・ 移植植栽、既存工作物の配置場所を明示すること。
- ・ 敷地境界付近の断面図を併せて図示する。

日影図（縮尺適宜）

- ・ 測定面 4m、8：00～16：00 における 1 時間ごとの時刻日影を図示する。

外観透視図

- ・ 模型写真は可とするが、模型の提出は認めない。

内観透視図

- ・ 出入口ゲートを含む数ヶ所とする。

(電気設備)

幹線・弱電系統図

主要機器リスト及び配置図

(機械設備)

主要機器リスト及び配置図

主要系統図